

17 電子決済手段取引業者関係

Ⅱ 電子決済手段等取引業者の監督上の着眼点

Ⅱ-1 経営管理等

(略)

Ⅱ-2 業務の適切性等

Ⅱ-2-1 法令等遵守

Ⅱ-2-1-1 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等

(略)

Ⅱ-2-1-2 取引時確認等の措置

Ⅱ-2-1-2-1 意義

犯収法に基づく取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（犯収法第11条に定める取引時確認等の措置をいう。以下「取引時確認等の措置」という。）に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。電子決済手段等取引業者の監督に当たっては、リスクベース・アプローチを含む「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。）の他、例えば、以下の点に留意するものとする。

（注）マネロン・テロ資金供与対策におけるリスクベース・アプローチとは、金融機関等が、自らのマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、これをリスク許容度の範囲内に実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。

Ⅱ-2-1-2-2 主な着眼点

電子決済手段等取引業者の業務に関して、取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置を的確に実施し、テロ資金供与やマネー・ローンダリングといった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。

(1) 取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置を的確に行うための一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。

特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の措置を講じているか。

（注）取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止法に関

する留意事項について」（平成 24 年 10 月金融庁）を参考にすること。

- ① 管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者など、犯収法第 11 条第 3 号の規定による統括管理者として、適切な者を選任・配置すること。
- ② テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を講じるために、以下のような対応を行うこと。
 - イ. 犯収法第 3 条第 3 項に基づき国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引・商品特性や取引形態、取引に関係する国・地域、顧客属性等の観点から、自らが行う取引がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて適切に調査・分析した上で、その結果を記載した書面等（以下「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、定期的に見直しを行うこと。
 - ロ. 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、必要な情報を収集・分析すること、並びに保存している確認記録及び取引記録等について継続的に精査すること。
 - ハ. 犯収法第 4 条第 2 項前段に定める厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引若しくは犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯収法施行規則」という。）第 5 条に定める顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引又はこれら以外の取引で犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案してテロ資金供与やマネー・ローンダリング等の危険性の程度が高いと認められる取引（以下「高リスク取引」という。）を行う際には、統括管理者が承認を行い、また、情報の収集・分析を行った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること。
 - ニ. 特定事業者作成書面等に基づく顧客リスク評価に応じた頻度による顧客情報の調査等、継続的顧客管理の方針を策定し、確実に当該方針を実行すること。また、顧客リスク評価は、定期的な見直しに加えて、同評価に影響を与える事象が発生した際に、顧客リスク評価を随時見直すこと。
- ③ 特定事業者作成書面等も踏まえつつ、リスクに応じた適切な取引時確認の方法を採用すること。また、テロ資金供与やマネー・ローンダリング、金融サービスの不正利用といった組織犯罪等の手法や態様の高度化・巧妙化を含めた環境変化や自社又は他の事業者における事件の発生状況を踏まえ、定期的かつ適時にリスクを認識・評価し、公的個人認証の導入を含め、取引時確認の向上を図ること。
- ④ 取引時確認時等において、犯収法上の取引時確認義務の履行に加えて、我が国を含め関係各国による制裁リスト等を照合するなど、受け入れる顧客のスクリーニングを適切に行うこと。また、各種リスト更新時には再スクリーニングを実施すること。
- ⑤ 適切な従業員採用方針や顧客受入方針を策定すること。

- ⑥ 必要な監査を実施すること。
- ⑦ 取引時確認等の措置を含む顧客管理方法について、マニュアル等の作成・従業員に対する周知を行うとともに、従業員がその適切な運用が可能となるように、適切かつ継続的な研修を行うこと。
- ⑧ 取引時確認や疑わしい取引の検出を含め、従業員が発見した組織的犯罪による金融サービスの濫用に関連する事案についての適切な報告態勢(方針・方法・情報管理体制等)を整備すること。

(2) 法人顧客との取引における実質的支配者の確認や、外国 P E P s (注) 該当性の確認、個人番号や基礎年金番号の取扱いを含む本人確認書類の適正な取扱いなど、取引時確認を適正に実施するための態勢が整備されているか。

(注) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(以下「犯収法施行令」という。)第 12 条第 3 項各号及び犯収法施行規則第 15 条各号に掲げる外国の元首及び外国政府等において重要な地位を占める者等をいう。

とりわけ、犯収法第 4 条第 2 項前段及び犯収法施行令第 12 条各項に定める、下記イ. ~ニ. のような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の利用よりも厳格な方法で確認するなど、適正に(再)取引時確認を行う態勢が整備されているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認を行う態勢が整備されているか。

イ. 取引の相手方が関連取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引

ロ. 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引

ハ. 犯収法施行令第 12 条第 2 項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等

ニ. 外国 PEPs に該当する顧客等との取引

このほか、敷居値以下であるが 1 回当たりの取引の金額を減少させるために一の取引を分割したものであることが一見して明らかな取引(犯収法施行令第 7 条第 3 項各号に掲げる取引に限る。)については、特定取引とみなして、取引時確認を適切に実施することとしているか。

(3) 疑わしい取引の届出を行うに当たって、顧客の属性、取引時の状況その他電子決済手段等取引業者の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案した

上で、犯収法第8条第2項及び犯収法施行規則第26条、第27条に基づく適切な検討・判断が行われる態勢が整備されているか。

当該態勢整備に当たっては、特に以下の点に十分留意しているか。

- ① 電子決済手段等取引業者の行っている業務内容・業容に応じて、システム、マニュアル等により、疑わしい顧客や取引等を検出・監視・分析する態勢を構築すること。
- ② 犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案の上、国籍（例：FATFが公表するマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域）、外国PEPs該当性、顧客が行っている事業等の顧客の属性、顧客の属性に照らした取引金額・回数等の取引態様その他の事情を十分考慮すること。また、既存顧客との継続取引や高リスク取引等の取引区分に応じて、適切に確認・判断を行うこと。

（注1）疑わしい取引の届出の検討・判断に当たっては「疑わしい取引の参考事例」（金融庁ホームページ参照）も参考にすること。

（注2）①の態勢構築に当たりブロックチェーン分析ツールを導入する場合には、②において、顧客が保有するアドレス等を通じて行われたブロックチェーン上の取引の態様も考慮すること。

- (4) 電子決済手段の交換等や電子決済手段の移転（法第2条第10項に規定する電子決済手段の交換等に伴うものを除く。以下同じ。）を他の電子決済手段等取引業者及び国外の事業者（以下「取引業者等」という。）との間で行う場合、取引業者等との間で電子決済手段の移転について委託又は受託する旨の契約を締結する場合、取引業者等に対して自社における口座開設を許諾する場合又は自社が開発したシステムを取引業者等が使用することを許諾する場合その他の提携を行う場合には、犯収法第10条の2及び第11条、犯収法施行規則第31条の2及び第32条並びにマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに基づき、以下の態勢が整備されているか。

（注）これらに係る契約（外国所在電子決済手段等取引業者と締結する場合に限る。）は、犯収法第10条の2の「外国所在電子決済手段等取引業者との間で、電子決済手段（法第2条第9項に規定する特定信託受益権を除く。以下(10)及び(11)において同じ。）の移転を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約」に該当することがある点に留意すること。

- ① 取引業者等の顧客基盤、業務内容、テロ資金供与やマネー・ローンダリングを防止するための体制整備の状況及び外国所在電子決済手段等取引業者については現地における監督当局の当該外国所在電子決済手段等取引業者に対する監督体制等について情報収集し、当該外国所在電子決済手段等取引業者のテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクを適正に評価すること。さらに、これを定期的に見直すほか、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策に重大な影響

を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直すこと。

- ② 統括管理者による承認を含め、取引業者等との間の取引に係る契約の締結・継続を適切に審査・判断するなど、適切なリスク低減措置を講じること。
- ③ テロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止に関する取引業者等との間の責任・役割分担について、文書化する等して明確化すること。
- ④ 取引業者等が営業実態のない架空の事業体（いわゆるシェルカンパニー、フロントカンパニー等）でないこと、及び取引業者等がその保有する口座を架空の事業体に利用させないことについて確認すること。また、確認の結果、取引業者等が架空の事業体であった場合又は取引業者等がその保有する口座を架空の事業体に利用されることを許容していた場合、当該取引業者等との契約の締結・継続を遮断すること。

(5) 他社との提携によりサービスの提供を行う場合や、電子決済手段等取引業に係る業務の一部を委託する場合には、マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに基づき、以下の態勢が整備されているか。なお、当該提携先及び委託先（以下「提携先等」という。）が特定事業者の場合には、上記(4)に掲げる事項を参照のこと。

- ① 提携先等の顧客基盤、業務内容、テロ資金供与やマネー・ローンダリングを防止するための体制整備の状況について情報収集し、提携先等のテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクを適正に評価すること。さらに、これを定期的に見直すほか、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直すこと。
- ② 提携先等との契約の締結・継続を適切に審査・判断するなど、適切なリスク低減措置を講じること。
- ③ 提携先等とのテロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止に関する責任分担について文書化する等して明確にすること。

(6) 電子決済手段等取引業に係る取引の不正利用等を防止するため、現金の支払や法第2条第10項第1号に規定する電子決済手段の交換等を継続的に若しくは反復して行うこと、同項第3号の行為を行うこと、又は法第2条第10項第4号の合意に基づき為替取引に関する債務に係る債権の額を増加させ、又は減少させることを継続的に又は反復して行うことを内容とする契約（以下「口座開設契約等」という。）の締結その他の電子決済手段等取引業者の特定取引に当たって、必要に応じ、取引時確認を実施するなど、電子決済手段等取引業に係る取引の不正利用による被害防止のあり方について検討を行い、必要な措置を講じているか。

特に、内閣府令第30条第1項第2号に基づき、電子決済手段等取引業に係る取引について、捜査機関等から当該電子決済手段等取引業に係る取引が詐欺等の犯罪行

為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して、犯罪行為が行われた疑いがある場合について、以下の態勢を整備する必要がある。

- ① 犯罪行為に利用された疑いのある当該電子決済手段等取引業に係る取引を速やかに停止するための態勢
- ② 口座開設契約等を締結している者が当該契約を犯罪行為に利用していると疑われる場合には、当該者に対する資金の払出しを停止するための態勢

(注) ①又は②に基づき、電子決済手段等取引業に係る取引や資金の払出しを停止した場合であって、かつ、当該電子決済手段等取引業に係る取引が犯罪行為に利用されたと認めるに足る相当な理由がある場合又は口座開設契約等を締結している者が当該契約を犯罪行為に利用していると認めるに足る相当な理由がある場合には、電子決済手段等取引業者の管理下にある当該電子決済手段等取引業に係る取引に関する資金及び電子決済手段並びに資金の払出しに関する資金を被害者に返金若しくは返戻する等の被害回復のための措置を講じることが望ましい。

(7) 電子決済手段等取引業に係る取引の不正利用に関する裁判所からの調査嘱託や弁護士法に基づく照会等に対して、個々の具体的事案毎に、電子決済手段等取引業者に課せられた守秘義務も勘案しながら、これらの制度の趣旨に沿って、適切な判断を行う態勢が整備されているか。

(8) 海外営業拠点（支店、現地法人等）のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を的確に実施するための態勢が整備されているか。

- ① 海外営業拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度において、国内におけるのと同水準で、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を適切に行っているか。

(注) 特に、FATF 勧告を適用していない又は適用が不十分である国・地域に所在する海外営業拠点においても、国内におけるのと同水準の態勢の整備が求められることに留意する必要がある。

- ② 現地のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のために求められる義務の基準が、国内よりも高い基準である場合、海外営業拠点は現地のより高い基準に即した対応を行っているか。
- ③ 適用される現地の法令等で禁止されているため、海外営業拠点が国内におけるのと同水準の適切なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない場合には、以下のような事項を速やかに金融庁又は本店所在地を管轄する財務局に情報提供しているか。

- ・ 当該国・地域

- ・ テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない具体的な理由
- ・ テロ資金供与及びマネー・ローンダリングに利用されることを防止するための代替措置を取っている場合には、その内容

(9) 犯収法施行令第7条第1項第1号レ及びソに掲げる取引を行う場合には、合理的と認められる換算基準により、当該取引に係る電子決済手段を本邦通貨である円に換算して、取引時確認等の措置を的確に実施しているか。

換算については、継続適用を条件として、例えば次のような方法によることが考えられる。

① 電子決済手段の交換等

当該交換等の対象となる電子決済手段の相場（相場がない電子決済手段同士の交換を行う場合には、当該電子決済手段と交換可能な電子決済手段であって、本邦通貨又は外国通貨と交換可能なものの相場）を用いて換算する方法

② 電子決済手段の移転

当該移転の対象となる電子決済手段の相場（相場がない電子決済手段の移転を行う場合には、当該電子決済手段と交換可能な電子決済手段であって、本邦通貨又は外国通貨と交換可能なものの相場）を用いて換算する方法

なお、上記①・②に掲げる電子決済手段の相場については、取引時点における実勢相場のほか、例えば、次のような相場が考えられる。

- ・ 取引日の属する月若しくは週の前月若しくは前週の末日又は当月若しくは当週の初日の相場
- ・ 取引日の属する月の前月又は前週の平均相場のように1月以内の一定期間における相場

(10) 顧客から依頼を受けて電子決済手段の移転を行うに際し、他の電子決済手段等取引業者又は外国電子決済手段等取引業者（法第2条第13項に規定する外国電子決済手段等取引業者をいい、犯収法施行令で定める国又は地域に所在するものを除く。以下併せて「他の電子決済手段等取引業者等」という。）に対し電子決済手段の移転に係る通知を行う場合（いわゆるトラベルルール）において、犯収法第10条の3及び第11条、犯収法施行規則第31条の4及び第32条並びにマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに基づき、以下に掲げる点に留意して、電子決済手段の移転に係る通知等が行なわれているか。

イ. 電子決済手段の移転に関する事務規定において、犯収法第10条の3が求めている、顧客及び受取顧客に係る本人特定事項その他の事項（以下「法定通知事項」という。）を正確に通知するための事務手順を規定すること

- ロ. 他の電子決済手段等取引業者等が電子決済手段の移転に係るリスクを適切に認識できるよう、電子決済手段等取引業者は法定通知事項を正確に通知する態勢を整備すること
 - ハ. 電子決済手段の移転に係る通知義務の履行においては、コンプライアンス、システム、コールセンター等の関係部門間を調整し、通知義務に関する犯収法の規定を遵守する態勢を整備すること
 - ニ. 顧客から電子決済手段の移転の依頼を受ける電子決済手段等取引業者の部門は、通知事項を適切に把握し、また、電子決済手段の移転に係る事務を行う部門は、上記イに掲げる事務手順を踏まえて顧客から電子決済手段の移転の依頼を受ける部門が把握した法定通知事項を正確に通知すること
 - ホ. 電子決済手段等取引業者が、法定通知事項の通知を他の電子決済手段等取引業者等に委託して電子決済手段の移転を行う場合においては、顧客との間で電子決済手段の移転を行う電子決済手段等取引業者が通知義務を負っているとの認識の下、受託者との間において、通知義務を確実に履行するための取決め等を締結し、当該取決め等に基づき、受託者による通知の実施状況を適切に確認すること
 - ヘ. 他の電子決済手段等取引業者等が取次ぐ顧客からの電子決済手段の移転を電子決済手段等取引業者が受託して行う場合において、当該電子決済手段等取引業者が通知義務を負っているとの認識の下、通知義務の履行のために必要な情報を確実に取得するための取決め等を締結し、当該取決め等に基づき、当該他の電子決済手段等取引業者等による法定通知事項の把握状況を定期的にモニタリングすること。
 - ト. 通知事項に係る記録を犯収法の定めるところに従って適切に保存していること
 - チ. 電子決済手段等取引業者の経営陣は、電子決済手段の移転に係る通知義務の履行状況を正確に把握すること
 - リ. 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段の移転に係る通知義務に関する犯収法を遵守するための事務手続や組織体制の有効性を適時適切に検証し、必要に応じて見直しを行うこと
 - ヌ. 電子決済手段の移転に係る通知義務に関する犯収法の遵守状況に関し、必要に応じ、取締役会等は報告を受け、取締役会等は、当該報告に基づき、電子決済手段の移転に係る通知義務に関する犯収法を遵守するための態勢整備等につき適切な意思決定を行うこと
- (11) 電子決済手段等取引業者が行う電子決済手段の移転に係る取引が、他の電子決済手段等取引業者等が管理していないウォレット等の犯収法第 10 条の 3 に規定する通知義務の対象外のウォレット（以下「アンホステッド・ウォレット等」という。）との取引等であり、トラベルルールに基づく通知を伴わない場合（犯収法施行規則

24条8号ハ又は二に掲げる場合に該当するとき)には、その匿名性や移転の制限がないことから、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクが一般的に高いと考えられる。そのため、アンホステッド・ウォレット等との取引を行う場合には、その取引の頻度、取り扱う電子決済手段の性質などを踏まえて、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクを特定・評価し、当該リスクに応じた適切な態勢を整備することが求められ、特に以下の措置を講じているか。

(注) アンホステッド・ウォレット等には、利用者が自ら管理するウォレットであるいわゆるアンホステッド・ウォレットのほか、無登録業者の管理するウォレット、我が国の通知義務に相当する義務が課されていない国又は地域に所在する外国電子決済手段等取引業者の管理するウォレットその他の通知義務の対象とならないウォレットを含む(トラベルルールに基づく通知が必要であるにも関わらず、通知を伴わない場合についても同様)。

- ① 犯収法第7条第1項及び第11条並びに犯収法施行規則第24条及び第32条に基づき、犯収法施行規則第31条の4第1項に定める事項に相当する事項を収集し、記録しているか(アンホステッド・ウォレット等から電子決済手段を受け取る場合には、電子決済手段等取引業者が知り得た事項に限る)。
- ② 犯収法第11条及び犯収法施行規則第32条に基づき、アンホステッド・ウォレット等との取引を行う場合には、当該アンホステッド・ウォレット等の属性について調査・分析を行い、そのリスクを評価しているか。
- ③ ②に加え、特に送金・決済手段として広く利用・取引される可能性がある電子決済手段については、当該性質を踏まえたリスクを特定・評価し、当該リスクに応じた適切な態勢整備が必要であり、例えば、以下の態勢を整備しているか。
 - ・経営陣は、アンホステッド・ウォレット等との取引について、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクを低減するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、当該リスクの低減を明確に位置づけているか。
 - ・アンホステッド・ウォレット等との取引を監視・分析するにあたって、ブロックチェーンを検証等することによりリスクを把握しているか。
 - ・アンホステッド・ウォレット等との取引を行う利用者や自らの調査を通じて、アンホステッド・ウォレット等に関する情報を適切に取得することとしているか。具体的には、アンホステッド・ウォレット等に電子決済手段を移転する場合、移転先のアンホステッド・ウォレット等の情報を利用者等から取得し、疑わしい取引と判断した場合には、利用者に電子決済手段を移転させない対応が可能な態勢を整備しているか。また、アンホステッド・ウォレット等から電子決済手段を受け取る場合、アンホステッド・ウォレット等の情報を利用者等から取得し、疑わ

しい取引と判断した場合には、受領した電子決済手段を利用者に利用させない対応が可能な態勢を整備しているか。